

改正

平成21年10月15日

平成22年11月1日

西東京市市税納税通知書送付用封筒の広告の掲載に関する事務取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、西東京市広告掲載要綱（平成18年12月26日付18西企企第265号市長決裁。以下「広告要綱」という。）及び西東京市広告掲載基準（平成18年12月27日付18西企企第272号市長決裁）に基づき、西東京市（以下「市」という。）の市税の納税通知書の送付に用いる封筒に有料で掲載する広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 広告媒体

第1に定める市税の納税通知書の送付に用いる封筒は、次に掲げるものとする。

- (1) 普通徴収に係る個人市民税・都民税の納税通知書の送付に用いる封筒（以下「市民税封筒」という。）
- (2) 固定資産税・都市計画税の納税通知書の送付に用いる封筒（以下「資産税封筒」という。）
- (3) 軽自動車税の納税通知書の送付に用いる封筒（以下「軽自動車税封筒」という。）

第3 広告の掲載位置及び掲載枠数

広告の掲載位置は市民税封筒、資産税封筒及び軽自動車税封筒の裏面とし、広告の掲載枠数は1箇所とする。

第4 広告の規格等

広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 広告の規格は、縦5センチメートル・横8センチメートル以内四方とする。
- (2) 広告の色は、市長が定める単色とする。
- (3) 広告は文字、記号、絵及び図とし、写真は不可とする。
- (4) 広告には、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）及び広告主の連絡先を表示しなければならない。

第5 広告付封筒の使用期間

広告を掲載した封筒（以下「広告付封筒」という。）の使用期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6 印刷枚数

広告付封筒の印刷枚数は、毎年度、別に定める募集要項（以下「募集要項」という。）で定めるものとする。

第7 最低募集価格

広告の1箇所当たりの掲載枠に係る最低募集価格は、広告付封筒一枚につき1円を算定基礎とし、第6の印刷枚数を乗じて得た額とする。

第8 広告の基準

掲載できる広告は、広告要綱第3及び西東京市広告掲載基準の定めるところによる。

第9 広告の募集方法

広告の募集は、原則として公募とし、市民部市民税課及び市民部資産税課の窓口並びに市のホームページ及び広報紙に掲載して行う。

- 2 前項の募集は、第5の使用期間の前年度の1月末日までに行うものとする。ただし、応募がないときは、任意の方法により広告の募集を行うことができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、広告の募集に必要な事項は、募集要項に定める。

第10 広告の掲載の申込み

広告の掲載の希望者は、西東京市市税納税通知書送付用封筒広告掲載申込書（以下「申込書」という。）に当該希望者の会社概要等希望者の業務が分かる書類、広告の案その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に申し込むものとする。

第11 広告の掲載の決定

市長は、第10の規定による申込みがあったときは、広告要綱第6に定める西東京市広告選定委員

- 会（以下「委員会」という。）に広告の内容及び掲載の可否について審査を求めるものとする。
- 2 市長は、委員会からの報告に基づき、申込書に記載された広告の内容が、第8に規定する広告の基準を満たしていると認められた広告の掲載の希望者であって、第7に定める最低募集価格以上の価格（以下「申込価格」という。）で申し込んだもののうち、申込価格が最も高いものを広告主として決定するものとする。ただし、市税の納税義務者であり、市税を滞納しているものを除く。
 - 3 市長は、前項の規定により広告主を決定したときは、その結果を広告掲載承認通知書又は広告掲載不承認通知書により広告の掲載の申込みをした者に通知するものとする。

第12 広告掲載料の納付

市に納める広告の金額（以下「広告掲載料」という。）は、第11第2項に規定する決定を受けた広告主が提示した申込価格とする。

- 2 広告主は、市長が指定する方法及び期日により広告掲載料を納付しなければならない。

第13 広告主の責任

広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

第14 広告の掲載に関する負担及び広告の原稿の提出

広告の原稿は、広告主の負担で作成し、市長が指定する方法及び期日により提出するものとする。

第15 広告の掲載の取消し

市長は、広告主の決定後、広告の内容に支障があると認めたとき、広告主が市長が指定する期日までに広告の原稿を提出しなかったとき、又は広告掲載料を納付しなかったときは、広告主の決定を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により広告主の決定が取り消されたときは、市長は、第10に規定する広告の掲載の申込みをした者のうち、申込価格が前項の広告主の次に高いものを広告主とすることができる。

第16 広告掲載料の還付

市長は、広告主を決定した後、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載が中止になったときは、広告掲載料の一部又は全部を還付するものとする。

第17 その他

この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月14日から施行する。

附 則（平成21年10月15日）

この要綱は、平成21年10月15日から施行する。

附 則（平成22年11月1日）

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。